

清川村援農ボランティア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の有効活用及び村民の余暇の充実を図り、農業の振興に寄与するための社会貢献活動の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 援農ボランティア 社会貢献活動として無償で農業の支援をする者をいう。

(2) 受入農家 本村内で農業を営む者で、援農ボランティアを受け入れる者をいう。

(援農ボランティアの登録)

第3条 援農ボランティアになろうとする者は、援農ボランティア登録申込書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、援農ボランティア登録（非登録）通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により援農ボランティアとして決定したときは、援農ボランティア登録台帳（第3号様式）に登録するものとする。

(受入農家の登録)

第4条 受入農家になろうとする者は、受入農家登録申込書（第4号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、受入農家登録（非登録）通知書（第5号様式）により申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により受入農家として決定したときは、受入農家登録台帳（第6号様式）に登録するものとする。

(紹介)

第5条 受入農家は、援農ボランティアによる支援を受けようとするときは、受入日の10日前までに、援農ボランティア受入申込書（第7号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定による受入れの申込みがあったときは、適当と認める援農ボランティアを選定し、受入農家及び作業内容を紹介するものとする。

3 前項の規定による紹介の結果、援農ボランティアから参加の希望があったときは、受入農家にその援農ボランティアを紹介するものとする。

(報告)

第6条 受入農家は、援農ボランティアの受入れ終了後、速やかに援農ボランティア受入報告書（第8号様式）により報告するものとする。

(登録の変更)

第7条 援農ボランティアとして登録を受けた者又は受入農家として登録を受けた

者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに報告するものとする。

(登録の取消し)

第8条 援農ボランティアとして登録を受けた者又は受入農家として登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録の取消しを申し出たとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他登録を取り消す必要があると認めるとき。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。